

宇治市 居宅等訪問によるマイナンバーカード出張申請サポート要項

病気、身体の障害等やむを得ない理由により窓口への来庁など、外出が困難な者の自宅など、市内の居住場所まで市職員が訪問し、マイナンバーカードの交付申請(申請時来庁方式)をサポートするための手続きを定める。

1 対象者(要件1)

次の(A)または(B)に該当する者を対象とする。

(A) 次の①、②、③のすべてを満たす者、及び (B) ①、②、④のすべてを満たす者、また、(A)または(B)の者が申請する場合に限り、その者と同一世帯員である者も併せて申請できるものとする。

- ① 宇治市に住民登録がある者。
- ② マイナンバーカードを初めて交付申請する者。
- ③ 病気、身体の障害等やむを得ない理由により窓口に出向く等外出が困難な方で、次のいずれかの要件に該当する者。

やむを得ない理由	外出が困難と判断できる書類例
施設入所者(※1)	・入所証明書類 ・個人番号カード顔写真証明書(※2)
長期入院者	・診断書 ・入院診療計画書 ・領収書 ・診療証明書 ・個人番号カード顔写真証明書(※2)
障害者(児)	・障害者手帳(※2) ・障害福祉サービス受給者証(※2) ・自立支援医療受給者証(※2)
要介護・要支援認定者	・介護保険被保険者証(※2) ・認定結果通知書 ・個人番号カード顔写真証明書(※2)

※1 高齢者施設、障害者支援施設、児童福祉施設等に入所し、住み込んで生活している者を指す。具体的には、介護が必要な高齢者や、障害のある者が施設に入所し、そこで職員の支援を受けながら生活する者を指す。

※2 本人確認書類としても使用できる書類。

- ④ ③以外に、外出が困難な者で市長が認める場合。

2 申し込み要件(要件2)

要件1に該当する者で、次の要件を満たすこと。

- ① 申請から2か月以内に住所や戸籍の変更予定がないこと。
- ② 申請者本人が訪問時に同席していること。なお、15 歳未満の者及び成年被後見人は法定代理人が同席できること、また介護等が必要な者の場合は介助者等が同席できること。
- ③ 外国人住民の場合は在留期限が2か月以上であること。

3 訪問日時等

- ① 原則として、毎週火曜日もしくは木曜日(ただし祝日は除く)の10時00分から16時00分まで(12時から13時を除く)とする。
- ② 1件あたり30分程度を予定する。ただし、同一訪問場所で複数名が申請する場合は、人数に応じて時間を調整する。
- ③ 申し込み時に日程調整を行い決定する。訪問前日には電話にて確認をする。
- ④ 年末年始(12月29日～1月3日)や、年度末・年度始めの繁忙期は実施しない場合がある。実施しない期間については、事前に市ホームページ等でお知らせする。

4 訪問の体制等

市職員と、マイナンバーカード交付等業務受託者の職員の計2名体制で訪問する。なお、訪問時の移動は市職員が運転する公用車を使用する。

5 申込から受け取り等

- ① 予約制とし、訪問希望日の1週間前までに受け付ける。受付はマイナンバーカード専用窓口への電話・FAX・Eメールのほか、代理人による窓口への来庁にて行う。
- ② 申込受付時には、外出が困難な理由、申請者の居住場所、氏名、生年月日等、訪問に必要な情報(自宅または付近に無料の駐車スペースがあるか等)を聞き取る。
また、6の申請時に必要な書類等から必要な準備を依頼する。
- ③ 訪問時には、申請時必要な書類等の確認を行う。また、申請用顔写真の撮影を行い、マイナンバーカード申請書等の記入のサポートを行う。
申請書類がそろっており、申請内容の確認の上、地方公共団体情報システム機構(JLIS)への申請は市から行う。
- ④ 申請後一定期間後に地方公共団体情報システム機構(JLIS)から市へカードが発送される。その後、市から本人の居住地へマイナンバーカードを簡易書留等で郵送を行う。

6 申請時に必要な書類等

- ①通知カード(紙製)または個人番号通知書
- ②個人番号交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

- ③顔写真(訪問当日に本市による写真撮影のサービスを利用する人は不要)
- ④暗証番号等設定依頼書
- ⑤個人番号カード・電子証明書設定暗証番号記載票
- ⑥個人番号カード交付申請・電子証明書発行申請照会書回答書
- ⑦本人確認書類(原本)

【主なA区分及びB区分の本人確認書類】

A 官公署発行の顔写真付き身分証明書…1点	運転免許証、在留カード、パスポートなど
B Aの顔写真証明書がない人…2点	健康保険証、介護保険証、年金手帳、医療受給者証、こども医療証など

※15 歳未満の者及び成年被後見人の場合は、上記に加えて、以下のものが必要となる。

- ・法定代理人の本人確認書類(上記「本人確認書類」のAから1点またはBから2点)
- ・代理権の確認書類(戸籍謄本・登記事項証明書など): 本人が15 歳未満で法定代理人と同一世帯で親子関係にある場合、本籍地が宇治市の場合は不要

- ⑧住民基本台帳カード(所有者のみ対象)
- ⑨住民基本台帳カード返納(廃止)届(所有者のみ対象)
- ⑩通知カード紛失届(紛失者のみ対象)

※本人確認書類は複写(コピー、写真データ等)したものを回収する。

※国の事務処理要領に基づき、必要な書類等は市で適切に保管する。

7 費用

無料とする。

8 附則

本要項は令和7年7月1日より施行する。